

子どもの虐待に対応する

関係機関のための

手 引 き

～よりよい連携を目指して～

(改訂版)

沖 縄 県

は じ め に

子ども虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、ときには尊い命さえ奪ってしまう行為であり、決して放置することはできません。

我が国における子ども虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあります。子ども虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援体制の構築が求められています。

沖縄県では、児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)の施行を受けて、平成15年3月に「子どもの虐待に対応する関係機関のための手引き」を作成しました。その後、児童福祉法及び児童虐待防止法の大幅改正等により、子ども虐待に関する市町村の役割の明確化、要保護児童対策地域協議会の法定化、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等子育て支援事業の努力義務が法定化されるなど、子どもに携わる関係機関の役割や責務に大きな変化があったため、このたび、改訂版を作成しました。

子どもが日中の多くの時間を過ごす保育所や幼稚園・学校などの現場、あるいは子育て中の家庭に関わることの多い保健・医療現場では、虐待の疑いを持って、市町村や児童相談所に通告するには種々の迷いや不安があったり、他の機関とどのように連携したらよいのか分からないといった実情もあります。

今回の改訂に当たっては、日頃から子どもや家庭に関わることの多い福祉、保健、医療、教育、警察等関係機関に虐待の対応についての理解をより一層深めていただき、各関係機関が連携して効果的かつ適切な対応ができる構成となるよう努めました。

この手引きが、多くの関係機関の方々に有効に活用され、子ども虐待問題への適切かつ迅速な対応につながることを心から願います。

平成24年3月

沖縄県福祉保健部長 宮里 達也

目 次

第1章 子ども虐待の理解	1
1 関係機関の責務	2
(1) 早期発見等の義務	
(2) 通告義務	
(3) 安全確認	
(4) 虐待予防	
(5) 指導・支援	
2 虐待の種類と段階	4
(1) 子ども虐待とは	
(2) 虐待の種類	
(3) 虐待の程度と虐待対応の段階	
3 子ども虐待対応の基本的視点	9
(1) 虐待が与える子どもの心身への影響	
(2) 虐待が起こる背景の理解	
(3) 虐待に至る保護者の理解	
第2章 各機関の役割～発見から対応までの流れ～	14
1 市町村 児童相談担当課・家庭児童相談室(相談・通告受理機関)	14
援助の流れ	14
市町村 児童相談担当課・家庭児童相談室の関わりのポイント	15
(1) 通告とその受け方	
(2) 受理会議	
(3) 初期対応	
(4) 初期調査の結果報告・当面の方針検討	
48時間の安全確認のためのチェックポイント	19
2 市町村 保健担当課・保護課・保育係・その他関係窓口(発見機関)	23
援助の流れ	23
市町村 保健担当課・保護課・保育係・その他関係窓口の関わりのポイント	24
(1) 保健担当課(保健センター)	
(2) 生活保護主管課(市のみ)、その他庁内関係課・係	
早期発見のためのチェックポイント	25
(1) 相談活動の場で	
(2) 母子保健事業の場で	
3 県福祉保健所	29
援助の流れ	29
県福祉保健所の役割	30
(1) 地域福祉班の要保護児童等通告受理機関としての役割	
(2) 地域保健班の役割	
(3) 生活保護班の役割	
4 保育所・認可外保育施設	31
援助の流れ	31
保育所・認可外保育施設での関わりのポイント	32
(1) 虐待を疑ったとき・発見したとき	
(2) 所内(園内)での対応検討	
(3) 保護者への関わり方	
保育所での1日のチェックポイント	33
5 幼稚園・学校現場	34
援助の流れ	34
幼稚園・学校の関わりのポイント	35
(1) 虐待を疑ったとき・発見したとき	
(2) 保護者・子どもへの関わり方	
(3) 学校の組織的関わり	
学校でのチェックポイント	36
6 その他の児童関係施設(児童館・学童保育・児童デイサービス等)	37
援助の流れ	37
その他の児童関係施設での関わりのポイント	38
7 医療機関	39
援助の流れ	39
医療機関の関わりのポイント	40
(1) 虐待を疑ったときの対応	

(2) 緊急度の評価	
(3) 組織としての対応	
ハイリスク事例への対応	41
診察時のチェックリスト	42
8 児童委員、主任児童委員、市町村社会福祉協議会	45
援助の流れ	45
児童委員、主任児童委員の関わりのポイント	46
(1) 虐待を疑ったとき・発見したとき	
(2) 保護者への対応の留意点	
(3) 子どもへの対応の留意点	
(4) 近隣での日頃の見守りの確認	
市町村社会福祉協議会の関わりのポイント	46
(1) 虐待を疑ったとき・発見したとき	
(2) 近隣での日頃の見守りの確認	
(3) 住民参加の予防活動・早期発見	
児童委員、主任児童委員活動の場でのチェックポイント	48
9 女性相談機関(市町村女性相談員、配偶者暴力相談支援センター、女性相談所)	49
援助の流れ	49
女性相談機関での関わりのポイント	50
女性相談機関でのチェックポイント	51
10 警察	52
援助の流れ	52
警察での関わりのポイント	52
(1) 虐待の調査	
(2) 児童相談所への通告	
(3) 児童相談所からの援助要請	
11 児童相談所	55
児童相談所の法的位置づけ	56
児童相談所における虐待対応	56
(1) 初期対応(一般的事項)	
(2) 一時保護	
(3) 援助	
第3章 機関連携の必要性和ネットワークの展開	58
1 要保護児童対策地域協議会	58
(1) 要保護児童対策地域協議会の支援対象	
(2) 要保護児童対策地域協議会の主な特徴	
(3) 事務局(調整機関)の業務	
(4) 会議の三層構造	
2 機関連携を促進し共通理解を図るためのリスクアセスメント	67
(1) リスクアセスメント指標とは	
(2) リスクアセスメント指標使用の目的	
(3) 使用の効果	
(4) リスクアセスメント指標を使用する際の注意	
(5) リスクアセスメント指標記入の手引き	
各評価項目の解説	68
第4章 子ども虐待の予防と支援	72
1 虐待予防の考え方	72
2 虐待予防における母子保健活動及び子育て支援事業の重要性	76
(1) 母子保健活動について	
(2) 子育て支援事業	
3 家庭への支援について	81
4 援助に関わる人々のメンタルヘルス(心の健康)	83
資料編	
1 関係機関の特徴と役割	85
2 関係機関連絡先一覧	89